平成２８年（フ）第９６８号
東京都葛飾区柴又５丁目26―５
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９６９号
東京都練馬区石神井台７丁目14―10―205
債務者　小川　　崇
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７１号
東京都葛飾区四つ木２丁目６―25―107
債務者　伊藤　美香
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７２号
東京都武蔵野市境５丁目17―20　岩井荘
債務者　加藤　堅也
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７６号
東京都中野区中央５丁目32―６―204
債務者　吉岡　安曇
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７８号
東京都葛飾区東四つ木１丁目12―２―203
債務者　打越紗理奈
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７９号
東京都板橋区赤塚４丁目23―９　第二土井ハイツ202
債務者　伊東　　希
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９９０号
東京都渋谷区猿楽町７―８―110
債務者　高橋由喜枝
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９９６号
東京都葛飾区新小岩４丁目29―10―402
債務者　小沼誠次郎
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１１号
横浜市港北区日吉本町１丁目27番34―205号
債務者　平戸美由希
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
東京都羽村市羽加美３丁目４番48号グレイス・ヒルズ202
債務者　網中　克年
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
東京都羽村市羽加美３丁目４番48号グレイス・ヒルズ202
債務者　網中　芳子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
静岡県焼津市五ケ堀之内91番地の１　エントピア豊田301
債務者　外山香代子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８号
静岡市清水区由比町屋原175番地、旧住所静岡県富士市久沢435番地の２
債務者　藤本　　哲
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２１号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目55番22号　東海ホーム鴨江301号
債務者　尾方岐世香
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係